

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

はじめに安八町地域防災計画に基づき、本町の災害特性や防災上の特性、地域において考慮すべき災害リスクについて記載する。

1. 自然的条件

◆位 置

濃尾平野の西北部に位置し、揖斐川と長良川に挟まれた南北約 9 キロメートル、東西約 3 キロメートルの細長い町で、総面積は 18.16 平方キロメートルである。東側は長良川を隔てて羽島市に接し、西側は揖斐川の対岸が大垣市となっており、北部から東北部を瑞穂市、大垣市墨俣町、南部は輪之内町に接している。

◆地勢及び気象条件

本町の地勢は、海拔 4 ～ 6 メートル内外の平地で、南に向かってゆるやかに傾斜し、肥沃な農耕地を形成している。

気象条件は、伊吹山の影響により冬季は西からの季節風が強く、空気が乾燥して気温が低くなり、夏季は揖斐川、長良川の上流にある山地が日本有数の多雨地帯を形成しているため、揖斐川や長良川の洪水の原因をなし、古来よりしばしば出水に悩まされてきた。

2. 社会的条件

◆人口

本町の行政人口は過去微増を続け昭和 55 年に 13,901 人であったものが、平成 2 年には 15,085 人となり 10 年間で 8.5% 増加していた。しかし、平成 2 年以降は微減傾向となり、令和 3 年 4 月時点で 14,737 人である。また、世帯数はなお増加を続けたため、令和 3 年 4 月時点で 1 世帯当たり人口は 2.69 人にまで減少し、少子化、核家族化の傾向があらわれている。一方、高齢者人口の増加も著しいものがあり、全人口中に占める割合は昭和 55 年には全体の 8.9% であったものが、平成 7 年には 12.5% に、また平成 22 年では 20.9% まで上昇している。

こうした傾向は、日常から住民同士のつながりが希薄なものとなり被災時に組織化された行動がとりにくく、行動が不自由な要配慮者が増加していることを示している。

◆土地利用

土地利用の動向をみると、宅地等が増加しており、また名神高速道路、東海道新幹線に関連する道路整備が進んだ関係から、企業の誘致が進められ、宅地用地や企業用地が増大している。

本町においては、都市計画法による市街化区域、市街化調整区域の線引きが昭和 46 年に、また用途地域が昭和 48 年に定められているが、今後は防災上の視点からの計画の見直しも検討する必要がある。本町における用途地域の指定状況は、安八町地域防災計画資料編の「都市計画用途地域指定状況」に示している。

◆産業

恵まれた立地条件で情報機器・半導体、化学製品、精密電子部品、乳製品等を生産する企業等を誘致したことによって、田園工業都市へと変貌をとげた。一方、織物や襷糸、縫製等の地場産業も行われている。

大規模工場は中央部から南部にかけて、農地内に分散立地しており、農地は、概ねほ場整備がされ水田として利用されているが、中央部から南部にかけては畑地としても利用されている。今後は、こうした企業との災害時の連携についての検討も必要である。

◆道路の現況

広域幹線道路は、東西に横断する国道 21 号、主要地方道大垣一宮線、岐阜垂井線と、南北に縦断する一般県道美江寺西結線、安八平田線、北方多度線及び大垣江南線（一部供用開始済）の計画等により骨格が形成されている。さらに、南部を通る名神高速道路のインターチェンジが大垣市と羽島市にあり、主要な道路に接続している。

町道は、幹線（1・2 級）町道と生活に密接に係わる「その他の町道」を合わせ、舗装率は約 80% となっており、交通量、緊急度に応じて改良舗装が進められてきた。今後も「安八スマートインターチェンジ」及びそれに接続される幹線町道を含む幹線道路の積極的な整備を進めるとともに、「その他の町道」についても、幹線道路の整備状況に合わせて整備を図る必要がある。

◆交通機関

バス輸送は、岐阜市、大垣市、羽島市方面、瑞穂市方面へ結ばれている。また、鉄道は北端を東海道本線と樽見鉄道が通り、中心地から 3 キロメートルの距離に岐阜羽島駅がある。

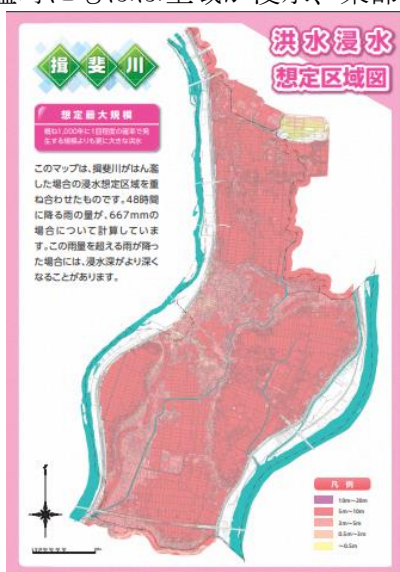
3. 災害条件

本町における原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。

◆洪水

本町においては、東に長良川、西に揖斐川の国直轄河川と、南北に準用河川の中須川、普通河川の大江川等が縦断し、周囲を総延長 21 キロメートルに及ぶ堤防が取り巻いている平坦な低湿地が多いため、長良川及び揖斐川の堤防が決壊した場合には、激甚な被害となる恐れがある。

具体的には、安八町ハザードマップによると長良川氾濫時には町内のほぼ全域で浸水、中部と北部の一部では 0.5～3 メートル以内、それ以外の地域では 3～5 メートルの浸水が予想される。特に南部には工場集積地があり、これらの災害が発生した場合に経済的な損害が大きい。また、揖斐川氾濫時にはほぼ全域が浸水、東部では 5 メートル以上の浸水が予想される。



出典：安八町ハザードマップ

◆地震

本町は、近年においては、地震による被害を受けていないが、明治 24 年 10 月の濃尾地震（マグニチュード 8.0）は、美濃地方全域に甚大な被害を与えた。この地震と同程度の地震が再び発生した場合、生活エネルギーの増大化、多様化により種々の災害要因が激増した現状では、激甚かつ広域的な被害の発生が予想される。

また、近年、駿河湾沖を震源とする東海地震や南海トラフ巨大地震の発生が憂慮され、地震に関する調査研究の進展や平成 7 年の兵庫県南部地震による被害等から濃尾地震のような最大級の地震が発生すれば、家屋の倒壊等の被害が発生することが予想されるが、本町の地盤は揖斐川、長良川の流出土により形成された軟弱な沖積層からなっており、注意が必要である。

具体的には、安八町地域防災計画によると、養老－桑名－四日市断層帯地震が発生した場合、最大震度は 6 強と想定されている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合の最大震度は 6 弱と想定されており、さらに本町は地盤が軟弱であることから、液状化による被害にも見舞われる可能性が高い。

◆その他

①原子力災害

本町は、最寄りの原子力発電所である敦賀発電所から南西に約 75 キロメートルの距離に位置している。

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、県が行った全 28 ケースのシミュレーション結果のうち、本町では気象条件によって 2 ケースで 20～100mSv の被ばくが予想されている。今後は国、県の原子力災害対策を踏まえながら、本町においても対応が必要となる。

②過去の災害履歴

本町において特筆すべき災害は水害であり、特に明治 29 年 9 月と昭和 51 年 9 月の水害は激甚なものであった。

《昭和 51 年 9・21 災害の記録》 被災者総数 9,543 人 死者 1 人 被害総額（約 140 億円）
住家の被害

区 分	被 害 戸 数	被 災 者 数
半 壊	84 戸	419 戸
床 上 浸 水	1,744 戸	7,343 戸
床 下 浸 水	366 戸	1,781 戸
計	2,194 戸	9,543 戸

出典：安八町地域防災計画

◆感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症の全国的かつ急速なまん延により、安八町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 4 0 8 事業者
- ・小規模事業者数 3 1 3 事業者

《内訳》

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
商 工 業 者	農林漁業	3	2	製造業については、町南西部に工業集積地があるため、その位置に多くの企業が立地している。 商業については町中央部や北部の幹線道路沿いに多くが立地している
	鉱業、砕石、砂利	0	0	
	建設業	62	56	
	製造業	116	95	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
	情報通信	1	0	
	運輸・郵便	14	9	
	卸・小売	94	61	
	金融・保険	5	3	
	不動産	6	5	
	学術研究	6	3	
	飲食	39	26	
	生活関連サービス 娯楽	32	31	
	教育・学習	7	6	
	医療福祉	7	6	
	複合サービス	2	2	
	サービス業（他に分類しない）	14	8	
	合 計	408	313	

出典：平成 28 年経済センサス

（３）これまでの取組み

①安八町の取組み

（自然災害に対する取り組み）

- ・安八町防災計画の策定（平成 30 年 3 月 2 日改定）
- ・防災訓練の実施（年 1 回実施、直近は令和元年 9 月 1 日実施）
※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ・防災備品の備蓄

（感染症に対する取り組み）

- ・新型コロナウイルス関連の相談窓口の設置
- ・各支援施策の周知対応

②安八町商工会の取組

（自然災害に対する取り組み）

- ・事業者 B C P に関する研修会（岐阜県商工会連合会主催）に参加（令和元年 12 月 16 日）
- ・事業者 B C P の普及と防災域の啓発（商工会窓口チラシを常設）
- ・商工会の B C P 策定（令和 3 年 3 月）
- ・防災備品の整備（救急用具・懐中電灯など）

（感染症に対する取り組み）

- ・経営相談窓口の設置
- ・各支援施策の周知対応

Ⅱ 課題

①事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

安八町の小規模事業者の多くは限られた経営資源で様々な課題に対応していく必要があるため、自然災害及び新型コロナウイルスへの事前対策まで手が回らない状況であり、事業者 BCP への関心が低い状態である。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業者 BCP を策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

商工会は小規模事業者に対する支援として、主に経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じた小規模事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んでいる。そのため、本計画における事業継続支援のための知識や経験に関しては本会職員は有しておらず、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、本会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

安八町商工会の BCP の策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時に計画通り行動できるかが不安視される。また、本会においては当町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。そのため、有事において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害・感染症等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事業継続に資する事業者 BCP の必要性の周知と策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

巡回指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害・感染症等のリスクを周知し事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者 BCP の策定を支援する。

（目標件数）

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年24件
- ・事業者 BCP 策定支援事業者数：年4事業者
- ・事業者 BCP 策定事業者数：年2事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者 BCP 策定の推進にあたっては一定のスキルが必要となるため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の BCP の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当町と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 3 年 7 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

安八町商工会と安八町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

（自然災害に対する啓発活動）

- ・巡回指導時等に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・毎月発行する経営情報（会報誌）において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供される普及ツールやポスター・チラシを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業所 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

（感染症に対する啓発活動）

- ・職員による巡回指導時に感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者 BCP 作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和 3 年 3 月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年 1 度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・輪之内町、海津市、養老町の各商工会と定期的に開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・災害発生リスクが高いものの事業者 BCP を策定していない事業者については巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき事業者 BCP の策定へと繋げていく。
- ・策定した事業者 BCP の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため当町まちづくり推進課担当者と当会法定経営指導員が年 1 回程度情報共有を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を年 1 回行う。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後20分以内に、安否確認リストを基に SNS により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、商工会自身の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある

- ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
- ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれな区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。（必要に応じて随時行う）

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	3日に1回共有する
1カ月以降	1週間に1回共有する

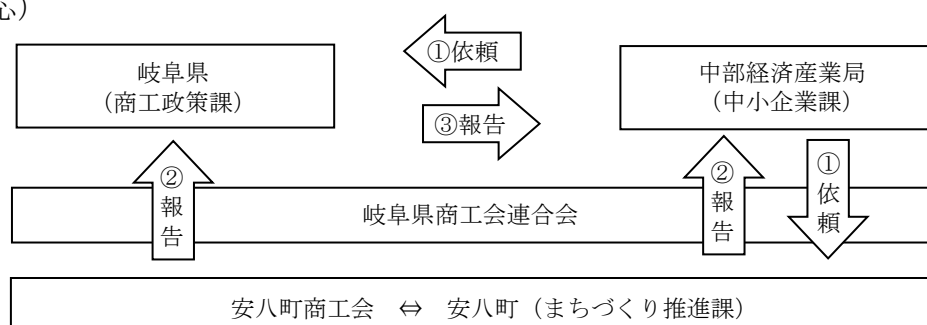
- ・連絡先窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
安八町	まちづくり推進課課長	まちづくり推進課 課長補佐
安八町商工会	事務局長	法定経営指導員

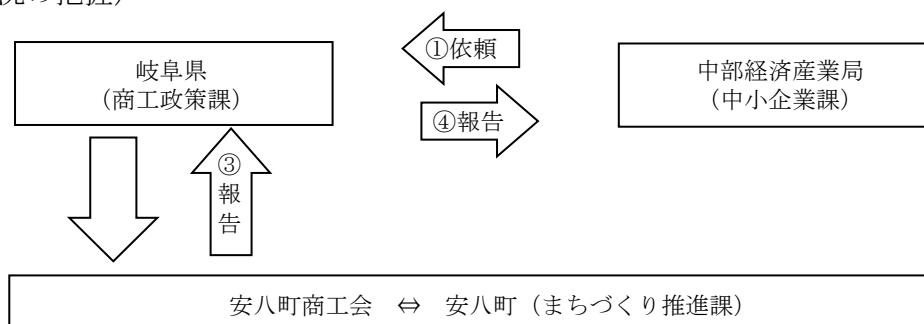
＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当会又は当町より県商工政策課へ報告する。

＜被害情報の流れ＞ （初動対応）



(被害状況の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、安八町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年4月現在)	
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
安八町商工会 ・ 事務局長 ・ 法定経営指導員 ・ 経営指導員 ・ 経営支援員 ・ 一般職員	安八町 《商工会担当》 まちづくり推進課 《地震等災害》 総務課 《感染症》 住民環境課・福祉課
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 森島優貴(連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会/商工会議所 安八町商工会 〒503-0121 岐阜県安八郡安八町氷取 159-1 TEL: 0584-64-4811 FAX: 0584-64-2780 E-Mail: anpachi@ml.gifushoko.or.jp	
②関係市町村 安八町役場 まちづくり推進課 〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161 TEL: 0584-64-7112 FAX: 0584-64-5014 E-Mail: anpachi1@town.anpachi.lg.jp	
※その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	